

○救急規程運用要綱

昭和62年12月25日消防長訓（救）第22号

別表1（第3条関係）

非常用救急車の配置

配置署所	台数
高度専門教育訓練センター	2台
北消防署	1台
都島消防署	1台
福島消防署	1台
此花消防署	1台
西消防署	1台
港消防署	1台
大正消防署	1台
天王寺消防署	1台
浪速消防署	1台
西淀川消防署	1台
淀川消防署	1台
東淀川消防署	1台
東成消防署	1台
生野消防署	2台
旭消防署	1台
城東消防署	1台
鶴見消防署	2台
阿倍野消防署	2台
住之江消防署	1台
住吉消防署	1台
東住吉消防署	1台
平野消防署	1台
西成消防署	1台

水上消防署	2台
-------	----

別表2 (第8条関係)

傷病者症状分類表

区分	傷病状態	呼吸及び循環の状態	意識状態 (JCS方式)		
			分類番号	覚醒の有無	刺激に対する反応
分類番号			0		意識清明
1	入院不要	正常	1	刺激しない	大体意識清明だが、今一つはつきりしない。
2	要入院	呼吸やや困難	2	でも覚醒している。	時・人・場所がわからない。(見当障害)
3	生命危険大	呼吸困難	3		自分の名前・生年月日がいえない。
4	死亡状態	呼吸停止	10		普通の呼びかけで容易に開眼する。
5		心停止	20	刺激すると 覚醒する。	大きな声又は体を揺さぶることにより開眼する。
			30		痛み刺激を加えつつ呼びかけを繰り返すと、からうじて開眼する。
			100		痛み刺激に対し、払いのけるような動作をする。
			200	刺激しても 覚醒しない。	痛み刺激に少し手・足を動かしたり、顔をしかめる。
			300		痛み刺激に反応しない。

別表3 (第8条関係)

活動区分表

大区分	小区分	内容
傷病者搬送	選択	傷病者又はその関係者の意識にかかわりなく（無意思の傷病者を含む。）救急隊長が傷病者の容態、医療機関との距離、傷病者受入態勢、

		診療科目等を総合的に判断し傷病者に最も適した医療機関を選択して搬送したもの
	依頼	傷病者又はその関係者の意思に従い特定の医療機関へ搬送したもの
	転院	傷病者に適正な医療処置を施すため医療機関から他の医療機関に搬送するよう依頼されて搬送したもの
医師搬送	処置	救助活動を要する傷病者で事故現場において医師の診療を必要とするもの
	指示	搬送することによって症状が著しく悪化するおそれがある重篤な傷病者で医師の指示を必要としたもの
	確認	そ生不可能と判断される傷病者で、医師の確認を必要としたもの
	その他	救急業務執行上、医師の出場を必要としたもの
資器材等輸送	血液	医療に必要な血液（血液を提供するものを含む。）を搬送したもの
	医薬品	医療に必要な医薬、輸液（血漿、血清等）及び医薬用水等を輸送したもの
	資器材	医療に必要な医療機器、酸素等を輸送したもの
	その他	前各項以外を輸送したもの
不搬送	他隊搬送	市内救急隊に傷病者又は資器材等を中継依頼したもの
	拒否	救急隊は搬送の必要があると判断したが、本人等が搬送を拒否したものの
	死亡	死亡していたため、搬送を行わなかったもの
	傷病者無	事故の事実はあったが、傷病者が発生しなかったもの
	誤報 いたずら	事故の事実がなく、誤報又はいたずらと判断したもの
	辞退	現場到着前に指令情報センター等の命により引き揚げたもの又は現場到着後に本人等が搬送希望を取り下げ、救急隊も搬送の必要性はないと判断したもの
	その他	他市救急隊を先導したもの、他の手段で搬送済みであったものその他前各項以外の理由により搬送を行わなかったもの

別表4（第13条関係）

救急資器材表

分類	品名	分類	品名
観察用資器材	血圧計	感染防止・消毒用資器材	感染防止用資器材
	血中酸素飽和度測定器		消毒用資器材
	検眼ライト	通信用資器材	無線装置
	心電計		携帯電話
	体温計		情報通信端末
	聴診器	救出用資器材	救命浮環
呼吸・循環管理用資器材	血糖値測定器	その他の資器材	懐中電灯
	気道確保用資器材		救急バッグ
	吸引器一式		トリアージタグ
	喉頭鏡		膾盆
	酸素吸入器一式		はさみ
	自動式人工呼吸器一式		ピンセット
	自動体外式除細動器		分娩用資器材
	手動式人工呼吸器一式		冷却用資器材
	マギール鉗子		汚物入
	呼気二酸化炭素測定器具		リングカッター
	心肺蘇生用背板		
	特定行為用資器材		
創傷等保護用資器材	ビデオ硬性挿管用喉頭鏡		
	固定用資器材		
保温・搬送用資器材	創傷保護用資器材		
	雨おおい		
	スクープストレッチャー		
	担架		
	バックボード		
	保温用毛布		

その他必要と認められる資器材

別表5 (第14条の4関係)

緊急出場区分		出場基準	
通常出場	集団災害	第1出場以上	
	列車火災		
	バス火災		
	航空機火災		
特別出場	地下街警防計画	特別第1出場以上	
	重要建築物警防計画		
	地下鉄警防計画		
	特殊災害特別出場計画 (爆破事案災害)		
	地域警防計画 (特定密集地域) 航空機火災		
	個別出場計画		
備考			
次の場合においては、上記基準にかかわらず出場する。			
<ol style="list-style-type: none"> <li>1 任務別の救急中隊が編成された場合</li> <li>2 警防本部長又は現場最高指揮者が必要と認める場合</li> </ol>			